

高等学校国語科におけるポストモダン絵本を用いた実践像

— テキストへの意味づけを促すために —

池田 匡史 ・ 竹田 智美*

本稿では、高等学校国語科において、ポストモダン絵本を教材とした実践開発を行い、具体的な実践像を提示するとともに、その成果を検討することで、その教材性の価値の一端を明らかにすることを目的とした。具体的には、ジョン・シェスカ&レイン・スミスによるポストモダン絵本である『三びきのコブタのほんとうの話』を用い、高等学校三年生を対象に実践を開発した。

結果、本単元の学習によって、読者が自らの立場とは異なる視点に立ったり、語り手の語りに取り込まれないようにしたりするというような読みの視点の獲得がなされていった様子や、主体的にテキストの意味づけを行う様子の具体を示すことができた。またこれらのことを達成できるということが、ポストモダン絵本の教材性の一つとして示唆された。

Keywords：絵本，メディア，意味の未決定性，社会への視点，言語行為主体の育成

1. 問題の所在・研究の目的

近年国語科の教材としての可能性が見出されているものに、「ポストモダン絵本」がある（足立，2012；山元，2014）。ポストモダン絵本の特徴としては、おおよそ次のような点が指摘されている（スタイルズ，2002；谷本，2002；灰島，2017；生田，2018）。

- ①一つの物語だけでなく複数の声を作品に描くような多層構造（複雑さ）
- ②語られ方や作品の作られ方に目を向けさせるメタフィクションとしての性質
- ③他の作品との繋がりを示唆し、読者が背景知識を用いることを求める間テキスト性
- ④絵に多くを語らせる性質
- ⑤作品の受け止め方が読者に委ねられるあいまいさ（両義性・多義性・未決定性・未完結性）
- ⑥パロディのなかにおのずと社会批判が込められるような遊戯性
- ⑦常識的な世界観をくつがえすような衝撃性

⑧全体の統一感を無視して異常に細部にこだわったり、断片的な世界に焦点を合わせたりするような部分の過剰と高い象徴性

これらの特徴をもつポストモダン絵本は、学習指導の場において、「自分の社会文化的背景や経験に影響されるかもしれない複数の解釈が可能」（Ryan & Anstey, 2003：12）であるからこそ、「読者行為主体としての感覚を持っていなければならない」（Zapata et al., 2018：443）という自覚を築き上げることに寄与するとされてきた。これらを踏まえ、わが国の国語教育の場面でポストモダン絵本を教材として活用することに関して、山元隆春（2014）は、「オーストラリアのリテラシー教育研究者であるマイケル・アンステイ」（p.152）の論を引きながら、ポストモダン絵本を「中・高等教育でのリテラシー教育における素材」（p.152）として扱うことで促せる五つの理解を整理している。

理解① あらゆる作品は意図的に組み立てられ

岡山大学学術研究院教育学域 700-8530 岡山市北区津島中3-1-1

*福岡県立玄界高等学校 811-3114 古賀市舞の里3-6-1

Development of Lessons Using Postmodern Picture Books in the Japanese Language Arts Class at High School: To Encourage Students to Make Sense of the Text

Masafumi IKEDA and Tomomi TAKEDA*

Faculty of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Kita-ku, Okayama 700-8530

*Fukuoka Prefectural Genkai High School, 4-1-8, Mainosato, Koga 811-3114

ていて、特定の社会的、政治的、経済的目的を持つということの理解。

理解② 作品は、ある範囲の文法システムと記号システムをそなえた多彩な表現形式を持つ。それゆえ、読者（ママ）や見る者は、作品を処理するために複数の文法と記号システムを利用しなければならないということの理解。

理解③ 社会とテクノロジーにおける変化は、作品とその表現形式に挑戦し、それらを絶えず変化させるとということの理解。

理解④ 一つの作品を続んだり（ママ）見たりするのも、場面（社会的、文化的、経済的、政治的）その他の諸要素のどれに依拠するかによって複数のやり方が可能となることへの理解。

理解⑤ 一つの作品に対して可能性のあるさまざまな意味を考え、それらがどのように読者と読者の世界とを構築するのか考える必要があるということの理解。（pp.152-157）

しかしながら、国語教育研究においては、ポストモダン絵本を教材とした具体的な実践の開発が十分に展開されているとは言いがたい。その原因の一つには、ポストモダン絵本を用いた具体的な授業実践像をイメージできるような取り組みが報告されていないことが挙げられる。ポストモダン絵本を教室に持ち込んだものとして、たとえば足立幸子(2012)は、小学校四年生が、ポストモダン絵本の読みにおいて、「文章に書かれていない事柄を絵から読み取って絵本の構造を理解」(p.28)することを明らかにしているが、読者反応を得るための実験授業的な位置づけの面が強いものと捉えられる。また、中等教育段階にあっては、そのような研究も認められず、ポストモダン絵本を用いた授業実践の開発が、さらに求められる段階にあると捉えられる。

そこで本稿では、ポストモダン絵本を教材とした具体的な実践を開発することで、具体的な実践像を示すとともに、高等学校で実践した成果を検討することを通して、その意義を検討する。

2. 研究の方法

上記の目的を達成するにあたって、まず、教材となるポストモダン絵本を設定し、その分析を行ったのちに、その教材を用いた具体的な学習活動を構想する。次に、構想を踏まえて実際に高等学校で実践した概要を確認し、その成果を検討する。これらから、開発した実践の意義、ひいては、ポストモダン絵本の教材としての価値を考察する。

3. ポストモダン絵本を用いた実践の構想

3.1. 教材とするポストモダン絵本の設定

本稿で教材として設定する絵本は、ジョン・シェスカ&レイン・スミスによる、『三びきのコブタのほんとうの話』である。

本作品は、作者の二人がはじめて生み出した絵本であり、「この作品が出版された当初はメディアの大きな反響をよぶものの、「本来の昔話から逸脱して凝りすぎている」との批判も浴びる。しかしながら、これがニューヨーク・タイムズ最優秀絵本賞に選ばれたことによって、この作品はパロディ絵本を代表するものとして（ママ）、現在も版を重ねている名作である。」（本庄，2018：209）という評価を得ているポストモダン絵本である¹⁾。

その物語内容としては、広く伝承として知られている「三匹のこぶた」の世界観やストーリーをもとにしている。ただし、『三びきのコブタのほんとうの話』では、オオカミが語り手として物語を展開する。その語りの主眼は、「三匹のこぶた」の「ほんとうのはなし」を教えるというところにある。オオカミの主張としては、事件当日、自身がひどい鼻風邪を引いていたこと、自身の「おばあちゃん」の誕生日ケーキを作っている際に砂糖が切れ、砂糖を一カップだけ分けてもらうために、隣の「コブタ」宅へ行ったこと、「コブタ」の家の前で鼻風邪によりタイミング悪くくしゃみが出てしまい、家がバラバラになってしまったことが経緯としてあるというものである。また、家が壊れた際、「コブタ」が目の前で死んでいたが、これは人間でいうと目の前にチーズバーガーがおいてある状況と同じであり、それを食べるのは自然なことであるという。この基本的な構造が、兄弟ブタ三びき分、同じように展開されるが、それぞれのブタから嫌なことやおばあちゃんの悪口を言われたことなどが語られる。結果、オオカミは逮捕されるものの、この事件を取り上げようとする新聞メディアが悪く自身のことを報じたせいで、自分が悪者として認知されてしまったのだという主張がなされる。

この作品は、「従来悪役とされてきたオオカミの立場に立って、このよく知られた昔話の真相はまったく逆であると伝えようとしてい」（谷本，2002：12）るものである。ただし、「正義を主張するオオカミも、そのありようには揶揄されているところが見えなくもない」（谷本，2002：12）面があり、「「ほんとうの話」というテーマをめぐって、作者と読者がたえず対話する仕組みになっている」（スタイルズ，2002：76）点で、「作品の「未決定性」と「多義性」というポストモダン特有の性格を持つ」（谷本，

2002:12) ものとされている。

本作品におけるこれらの特徴を読み解くと、「オオカミのつじつまの合わない屁理屈、自己中心的で勝手な主張は、昔話に仮託した現代社会と現代人に対する鋭い風刺」(生田, 2018:42) や、「オオカミが自分の主張のよりどころにしているのは、『デイリー・ウルフ』という新聞ですが、もう一方には『デイリー・ピッグ』というブタ側の新聞があります。作品を見ると、体制と組んだブタ側の新聞がどうやら世論操作で勝ったということ」(谷本, 2002:12) など、メディアのあり方への皮肉を読むことができよう。

また、本作品に対しては、「それぞれの絵がそれを語る物の視点によって、歪められ、ぎこちなくされている。(中略=稿者)よく知られた物語の「真相」と「でっちあげられた」伝承の話との境をあいまいにしている。」(ゴメス=レイノ, 2002:137-138) と評されているように、イラストの面からも、作者と読者の対話が不可欠な作品となっていることが指摘されている²⁾。

3.2. 学習活動の構想

ここまで確認した、『三びきのコブタのほんとうの話』の物語内容を踏まえた学習活動を構想する。

本稿で教材として設定した『三びきのコブタのほんとうの話』においては、オオカミが「罪」を犯し、牢屋に入れられている。この物語内容からは、模擬裁判という活動が、その教材を扱うことの必然性を持った学習として浮かび上がる。特に、オオカミの主張を信じるか、信じないか³⁾ という判断・意味の決定が読者に委ねられていることから、学習者が検察側と弁護側に分かれて議論をすることが、学習活動として想定される。これは、1節でも確認した、山元(2014)が示す、ポストモダン絵本が「一つの作品に対して可能性のあるさまざまな意味を考え、それらがどのように読者と読者の世界とを構築するのか考える必要がある」ということの意味⁴⁾ (p.157) を提供するという論を意識した展開である。

さらにわが国において2009年からはじまっている「裁判員制度」を念頭におくと、教科等横断的な学習の要素も含まれることにもなりうる。

さて、刑事裁判の手続きの流れは、おおよそ、冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続、評議・判決宣告とされている(最高裁判所, 2020)。このうち、判決宣告まで、すなわち、以下の展開を行うことを学習活動として設定する。

①検察側の冒頭陳述(立証)

検察官が冒頭陳述をする。証拠によって証明しようとする具体的な事実を明らかにする。

②弁護側(被告人側)の冒頭陳述(立証)

弁護人が冒頭陳述をする。犯人であることに合理的な疑いが残ることや、情状酌量の余地等を述べる。

③検察側による、②への反論を含んだ弁論手続

④弁護側による、①・③への反論を含んだ弁論手続

上記の手順による学習活動として展開する際には、検察側、弁護側のそれぞれの中で小グループを設定する。ただし、この小グループの中でもさらに、主に自らの立場を主張する(上記手順のうち①および②を担う)「オフense」担当と、相手側の主張に反論する(上記手順のうち③および④を担う)「ディフェンス」担当とに分かれることで、合計四種類のグループができる。これによって設定される「検察側オフense」、「検察側ディフェンス」、「弁護側オフense」、「弁護側ディフェンス」といったそれぞれのグループ内で模擬裁判への準備をする各段階において、読み深めが起こることが想定されるのである⁴⁾。

4. 授業実践の実際と成果

4.1. 授業実践の概要

ここまでの構想を踏まえ、福岡県内の県立高等学校三年生1クラス(36名)を対象に、2021年6月1日から8日にかけて、計5時間の実践を行った。実践者は、当時当該学級の国語科担当教員であった、第二稿者である。展開の概要は以下の通りである。

表1 単元計画

<p>第1時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単元の目標と計画を確認する。 ・『三びきのコブタのほんとうの話』を各自で黙読し、オオカミの罪に対して、自らが検察側の立場に立ちたいか、弁護側側の立場に立ちたいかを、根拠となる箇所とともに明確にする。 <p>第2・3時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前時で明確にした立場が同じ者同士でグループを組む。 ・模擬裁判の準備を各グループで行う。 ・それぞれの立場の「オフense」担当は、重罪であること、あるいは情状酌量の余地があったり、無罪であったりする主張とその根拠を考える。 ・それぞれの立場の「ディフェンス」担当は、相手側からどのような主張がなされるかを想定した上で、それに対する反論を考える。 <p>第4時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模擬裁判を行う。 <p>第5時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模擬裁判のフィードバックをしつつ、改めて、オオカミの罪に対する自らの立場を示す。 ・『三びきのコブタのほんとうの話』のおもしろさを各自で評価し、学習の振り返りをする。

第1時では、模擬裁判をすることや、対象となる事件として『三びきのコブタのほんとうの話』を扱うことを確認した上で、初読段階での自らの立場を

確認した。なお、この段階では、検察側が17名、弁護側が19名と、ほぼ二分された結果となっていた。

第2・3時では、前時で表明した立場が同じ者同士でグループを組み、模擬裁判の準備を行った。

第4時では、実際に模擬裁判を行った。ここでの進行等は、実践者が担った。

第5時では、多くの学習者にとって親しみのある事例として、ウォルト・ディズニー・アニメーション・スタジオによる映画『ズートピア』や、板垣巴留による漫画・アニメである『BEASTARS』における肉食動物と草食動物との関係の描かれ方を用いつつ、『三びきのコブタのほんとうの話』で描かれた内容や、学習者が模擬裁判で展開した議論を確認した。そのうえで、これまでの模擬裁判で取った自らの立場から離れ、再度オオカミが重罪なのか、軽微な罪・無罪であるのかについて考えを記述させ、各自が『三びきのコブタのほんとうの話』の作品としての評価を行った。

本稿での検討は、模擬裁判の概要を確認した上で、模擬裁判終了後に学習者が再度自らの立場を表明した記述を確認する。また、これらと『三びきのコブタのほんとうの話』の評価の内実を、検察側、弁護側から、典型と言える学習者を抽出しつつ検討する。この際には、模擬裁判やその準備での発話記録等も参照する。これらを踏まえ、本実践で学習者が得た学びを検討する。

4.2. 実践の経過と終結時の学習者の立場

4.2.1. 模擬裁判の実際

本単元の活動目標でもあった模擬裁判は、第4時で行われた。本単元の概要を捉えるために、まずこの模擬裁判の実際がどのようなものであったのかを確認する。ここでは、表2に示す主張、および反論が展開された。

表2 模擬裁判における検察側・弁護側の主張・反論一覧

検察側	弁護側
①建造物等損壊罪について	
<ul style="list-style-type: none"> ・家のつくりがもろいとはじめからわかっていたのなら、丁寧に扱うべき。 ・手に持っていたハンカチで鼻を覆えば建造物の損壊は免れたはず。 ・どのような理由があっても他人の家に危害を加えるのはあってはならない。 ・わらや木で家を作るのは、ブタの文化的な価値観によるものではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おおかみが体温計を加えながらケーキ作りをしていた様子。 →風邪をひいていたのは確かであり、くしゃみは生理現象だった。 ・(くぎもない、ノックしただけで壊れるような)木やわらで家を建てるのは建築基準法違反ではないか。
②死体損壊罪について (死んだ豚を食べたこと)	
<ul style="list-style-type: none"> ・わらの家が壊れたあとに豚 	<ul style="list-style-type: none"> ・食文化の違い。

<ul style="list-style-type: none"> の横にナイフとフォークが準備されている。 →食べる気が初めからあったのではないか。 ・自分のものではない(=買ってない)チーズバーガーを勝手に食べていいわけではないため、目の前に死んだ豚がいても食べていいわけではない。 ・わざわざ食べる必要はなかったのではないか。おおかみの発言から豚をごちそうとしてしか考えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・牢屋で出されたハンバーガーにはうさぎやねずみも入っている。状況的に豚が管理する牢屋で作られているため、豚もほかの生物を食料としてとらえている(食肉を禁止していない)ことがわかる。したがって、豚を食べたこともおおかみにとっては食事をしたと同じだから罪は重くないのではないか。
③殺豚罪について	
<ul style="list-style-type: none"> ・長男がおおかみに対して返事をしなかったのは、おおかみが怖い存在であったからと思われる。したがって、死因はおおかみの建物の損壊による圧死。 ・おおかみは豚が好物であることを自覚している。それなのに豚の家に向かったのは砂糖をもらうことを口実に豚を襲うためだったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・くしゃみによって吹き飛ばされた家のせいでは死んだと考えられるため、故意に殺すつもりはなく、おおかみに殺意はなかった。 ・長男についてははじめに返事もなかったので、病死など他の死因も考えられる。 ・豚が出てこず、あきらめて帰ろうとしたという記述もあるため、初めから豚を襲うつもりはなかった。 ・おおかみの家には実際にケーキを作っていたあとがある。
④その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・この物語はおおかみ視点の話である。(文末「～にちがいない」…おおかみは自分の発言に確信をもっていない。) ・反省すべきことも反省していない。 ・最後の場面でおおかみが牢屋から「砂糖を分けてほしい」と言っているが差し出されたカップには「PIG」の文字がある。豚への執着か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や牢屋の看守、メディア、被害者のすべてが豚である。おおかみへの偏見があったのではないか。(Daily Pigには従来の三匹のコブタの話が。) ・本文頭文字の「ENT」は「耳鼻咽喉」の意味。やはり風邪をこじらせていたのではないか。

検察側の主張としては、おおよそ「オオカミにはブタへの殺意があり、砂糖をもらおうと友好的な関係を装い、はじめから補食するために家を破壊し、侵入したものと思われる。また、その後も全く反省する様子は見られない。極めて冷酷なオオカミである。よって、オオカミは重罪である。」とまとめられるものであった。

一方で弁護側の主張としては、おおよそ「建造物等損壊罪、殺豚罪についてはオオカミの風邪症状による過失であり、情状酌量の余地がある。死体損壊罪については、生物の文化の違いがあるため、こちらも情状酌量の余地がある。」とまとめられるものであった。

それぞれの立場の学習者は、絵本の描写、表現を根拠としつつ、自らの主張を訴えていったことがわかる。

4.2.2. 検察側・弁護側の模擬裁判後の立場

本単元では模擬裁判終了後、学習者はこれまで模擬裁判で取っていた立場を一度忘れて、改めて自ら

のオオカミの「罪」に対する立場を表明した。しかしながら、学習者は全員立場を変えなかった。その理由として、検察側の学習者は、たとえば次に示すような記述を残している。

〈記述1〉 検察側学習者スズナによる「重罪」とする理由

・まず新聞がオオカミ視点もブタ視点もどちらも発行されていることから、ブタとオオカミは、共存していることが分かる。
 →人間の世界でたとえると、食文化や住居様式も違う他の国の人が自分のとなりの家に引越してきて、いきなりその人が家におしかけて、もし自分の家族を殺したとして、文化の違い、価値観の違い、人種の違いだから、と言われても許されることではないし、共存するなら、それなりの互いの決まり事はあるはず。
 →共存している生き物同士の食肉は禁止されていると考えられるからブタを食べてしまったオオカミは本能だったりわざとじゃなかった(ママ)としても重罪。
 ・もしオオカミが社会的差別を受けているとしても、それは、自然界の強者はオオカミだというのは変わりなく、ブタからすると、いつオオカミから食べられるか分からないブタの不安や恐怖の気持ちも考えると、なるべきオオカミと関わりたくないと遠ざけてしまう、差別してしまうのは仕方ないことだと思う。

〈記述2〉 検察側学習者ナミによる「重罪」とする理由

警察もいて、ろうやににいるということは、ブタとオオカミは対等な立場であり、共存社会を守るための法律があるのではないか。
 ブタを食べてしまったことはやはり悪いし、殺した、殺してない関わらず悪い。このことによって、これからのこの社会での生活は壊れてしまうと思う。(オオカミや肉食動物の孤立、ブタなどの捕食者(被食者=稿者注)が弱者になるなど)

これらの記述にあっても、オオカミとブタの間に横たわる文化の違いを、オオカミは言い訳にしているという、オオカミに対する批判的な姿勢が示されている。また、客観的事実としてオオカミがブタを殺してしまったということを重視しているものと捉えられる。

一方弁護側でも、たとえば次のような記述が残されている。

〈記述3〉 弁護側学習者ミカンによる「軽微な罪」とする理由

・家でケーキを作っていたのと体温計で熱を計っていたため証拠がある。
 ・もし砂糖を理由にして襲っていたなら、そもそも家でケーキを作らずにカップだけ持っていけば良い話。
 ・最後の新聞や記者がほとんど豚だったことがわかる。
 ・豚にとってオオカミは悪者なので、豚視点で悪く書かれているのではないか。
 ・もしオオカミと豚が共存する世界だったとしても、オオカミの家から一番近い家が豚の長男でその次が次男、三男と身の回りが豚だらけ。
 ・共存していたとしても、オオカミは少数派で豚から苦手意識を持たれるような立場だったのではないか。
 ・オオカミが豚を食べたことについて、食べた後、警察や犯罪を恐れてはいないことから食肉は許されていたのだと

思う。

〈記述4〉 弁護側学習者アカネによる「軽微な罪」とする理由

その世界が、ブタとおおかみは対等な関係であったとしたら、死んでしまった理由が、おおかみでなかったとしても、その死体を食べてしまったから、有罪になってしまうと思う。
 有罪だとしても、刑は軽くて良いと思うのは、元のおおかみはその日、熱が出ており、一びき目のぶたを食べた時点で少しよくなったと書いてあり、普段は肉を食したりすることはなかったとして、今回は、風をひいていて判断能力がにぶり、食べてしまったことを考えたら、目の前においしそうな食べ物があったら誰しも食べてしまうことはあると思うから、刑は軽くていいと思う。

ここでは、ミカンのように、オオカミに対する同情や、ブタの世界でのメディアの報道が偏向していることから、その点を冷静に勘案しなければならないという姿勢を示した者や、アカネのように、オオカミの語りにも一定程度の信頼を置いてよいのではないかという姿勢を示した者がいた。

これら、模擬裁判終了後に改めて確認した自らの立場、その理由を見ると、模擬裁判で展開された内容と大きく離れたものではないことが確認できよう。ただし、これは学習者が特に読み深めや、何らかの学びを獲得できなかったわけではない。それは、4.3. で示す、単元終結時における学習者の記述から窺える。

4.3. 『三びきのコブタのほんとうの話』に対する評価から捉えられる学び

単元終結時の学習者による『三びきのコブタのほんとうの話』の評価を行った自由記述の内容では、表3に示すような点に評価が向けられていた。評価の対象を、その対象について記述した検察側、弁護側それぞれの人数とともに示す。

表3 『三びきのコブタのほんとうの話』のおもしろさ

評価の対象	検察側	弁護側
・語り手のオオカミを信用する読みもしない読みも成立するため、偏らないように読む必要がある。	11名	14名
・細部に読み深めるためのヒントがあるため、読む度に発見がある。	11名	13名
・パロディとしての構成、原作と比較することができる。	6名	7名
・現代の社会と重ねながら読める。	3名	4名
・自分の考えを交えながら読む必要がある。	3名	2名
・表紙と中身で異なるところがある。	1名	4名
・オオカミ視点ではあるが、ブタの考えや感情を読み取れる。	1名	3名
・人間にわかってもらえるように表現されている。	2名	0名

・絵がレトロでリアルである。	1名	0名
・子ども用に見えて大人にとっても読み甲斐がある。	1名	0名
・語り手のオオカミの語りが事実と異なっているところがある。	1名	0名
・他の本などの情報を絡めて読める。	0名	1名

ここに示される内容は、1節で確認した、ポストモダン絵本が提供する「理解」と一致するものといえる。特に、「理解④ 一つの作品を続んだり(ママ)見たりするのも、場面(社会的、文化的、経済的、政治的)その他の諸要素のどれに依拠するかによって複数のやり方が可能となること」の「理解」との関連する事項を取り上げて検討したい。

先にも示したように、模擬裁判終了後、立場を一度忘れて改めて、自らのオオカミの「罪」に対する立場を問うてみると、学習者は全員立場を変えなかった。ただし、表3中で、最も多くの学習者が指摘した評価点は、どちらの立場でも読みが成立するという点であった。つまり、学習者による『三びきのコブタのほんとうの話』の作品評価を見ると、多くの学習者が異なる立場の視点に立って本教材と向き合ったことが示唆されるのである。具体的な例を示すと、〈記述2〉としても取り上げた、検察側の立場を取り続けた学習者ナミは、次のような記述を残している。

〈記述5〉 検察側学習者ナミによる
『三びきのコブタのほんとうの話』の評価

・チーズバーガーなどの読み手も考えやすくなる比喩表現が使われている。
・今まで3びきのこぶたの話を読んだときは食べようとしたオオカミが圧倒的に悪く見えたけど、オオカミ側をきくことによって、オオカミが悪いとは断言ができない。
・文章や絵など細かい(ママ)部分にも工夫がされており、見るのが楽しい。
・最終的にどっちが悪いなどはかかれておらず、読む人によって考え方や捉え方が変わる。
・人間は社会でもありそんな問題を動物社会の中の話で表している。
・この世界でのブタ視点(ブタの言い分、ブタが語り手)のお話も見てみたいと思った。

このナミの記述では、「オオカミ側をきくことによって、オオカミが悪いとは断言ができない。」のように、どちらかというブタを擁護する立場(=検察側)の立場を取りはするものの、必ずしも全面的にオオカミが悪いという認識ではないこと、またその認識が、模擬裁判で反対の立場の主張を聞くことによって築かれていったものであることが窺える。そして、これが一般化され、「最終的にどっちが悪いなどはかかれておらず、読む人によって考え方や捉え方が変わる」という面白さをこの絵本がもっているとする評価に繋がっているのである。

また、〈記述4〉としても取り上げた、弁護側の立場を取り続けた学習者であるアカネも同様に、検察側の視点に立った読みも成立することに目を向けている。

〈記述6〉 弁護側学習者アカネによる
『三びきのコブタのほんとうの話』の評価

ぶた視点をもおおかみ視点をもとれるなと思いました。どっちが悪いどっちが悪くないということは決めつけられなくて、それぞれの価値観の違いだったり、思い込みもあったり、頭をまっさらにして読まない絶対に見えかたよるから、おもしろいなと思いました。

自らの読みは、どうしてもバイアスがかかってしまうため、客観性をもった判断、読みをしていかなければならないと考えていることが窺える。これもおそらく、模擬裁判、およびその準備で、逆の立場の視点を獲得したことが要因といえよう。『三びきのコブタのほんとうの話』だけではなく、「物語」を読む際は、語り手の語りに沿った読みになってしまうことは周知のことであるが、このアカネの記述は、語り手の語りに取り込まれてしまうことに注意しなければならないという、読む際に意図的に注意しなければならない点に関する知識の獲得も示唆されるものとなっている。

ここまで確認したように、学習者は、本単元の学習によって、自らの立場とは異なる視点に立ち、教材となるテキストを読んでいたことが窺えた。では、その学びを獲得するに至った背景として、模擬裁判の準備の実際についても見てみよう。

4.4. 学びの背景にあった模擬裁判の準備

先にも確認したように、本単元では第2・3時において模擬裁判の準備が行われた。ここでは、模擬裁判でどのような論展開が可能か、テキストから見出せる根拠とともに検討する段階である。次に示す〈発話1〉は、検察側のあるグループにおける模擬裁判に向けての話し合いの様子である。

〈発話1〉 検察側グループにおける準備

◆レイジ：なんか死体損壊についてみたいじゃ。死体を食 べることがどうなんですか。
◆タカシ：どうなんですか。
◆マサノリ：こいつの意思で食っとっちゃろ。それはもう こいつが悪い、普通に。
◆レイジ：例えばなんですか。
◆マサノリ：はいはい。お願いします、レイジさん。
◆レイジ：例えばなんですか、 ^① もし人間界に鳥がいると しますじゃないですか。鳥、ここ目の前に住んでて、そこ で料理して食べますかってことです。食べるわけじゃない じゃ。
◆マサノリ：いや、食べる民族もおるやん、正直言ったら。 それ言ったらもう食べる民族おるやん。
◆レイジ：民族。
◆マサノリ： ^② 目の前で死んどったら食う民族とかおるやん。

絶対みんなが食わんとかじゃないやん、そこは。やけん、そこは確信に持っていけん。
 ◆タカシ：負けたやん、おまえ。
 ◆レイジ：負けた。今は負けた。
 ◆マサノリ：いま言うように言っとったら負ける。だけん、僕が思うのに、僕が思うにですよ。こいつは、だけん、さっきまで頼ろうとしとったやん。そやけん、さっきも言ったけど、頼ろうとしとつが目の前で死んだけんって食べ物に、ハンバーガーと思ってくれていうのはおかしいよ。
 ◆タカシ：今これ、ちょっと。じゃあ一回待って、これいけん。いけんわ。ちょっとだったけど。
 ◆マサノリ：わかるよね？
 ◆タカシ：わかります、わかります。
 ◆マサノリ：わかるよね。だって、今までさ、犬とする、犬。犬に。
 ◆タカシ：俺たちのディフェンスの話？
 ◆マサノリ：③犬に、おいでおいでって言いよるとするやん。その時点で、そいつらの、何、関係性、関係性が深まっとうけん、犬と人間って。
 ◆タカシ：ああ、あざっす。
 ◆マサノリ：なのに、③犬が目の前で死んだけんって、じゃあこれをハンバーガーと思ってくれて、食わんやん。
 ◆タカシ：なんかディフェンスの案で、④ブタを食べたのは本能でチーズバーガー食べるのと一緒だから仕方ないに対して、反論、こっちからいけそうなのが、自分の物ではなかったり買ってない（ママ）チーズバーガーを勝手に食べていいわけではない、仕方ないとかはないって。
 ◆マサノリ：ああ、なるほど。

検察側のグループの一人であるレイジは、人間の社会でのできごととして置き換えた例を示すことで、オオカミの行為を咎める主張にしようとした(下線部①)。しかしながら、学習者マサノリは、それはあくまで自分たちの文化圏での議論であり、異なる民族、文化圏では事情が異なるという先行知識を用い、レイジの立論では説得できないことを指摘し(下線部②)、学習者タカシもそれに同調した。これは、学習者マサノリ、タカシが、仮に弁護側の視点に立っているからこそその発話といえるであろう。これを踏まえ、関係性ができている相手を食べたオオカミは悪いという主張(下線部③)や、所有権のないものを食べていることは悪いという主張(下線部④)が組み立てられていったことがわかる。

ここで窺えるように、相手側の立場からどのような質問が飛んでくるのかを想定する場が設けられたことが、前項で示した、『三びきのコブタのほんとうの話』の面白い点として、どちらの立場に立った読みも成立するという気づきを提示することに寄与したものと捉えられる。

5. 本実践から窺えるポストモダン絵本を教材とする意義

ポストモダン絵本の読みについて、Zapata et al. (2018) が、「読者がメタフィクションの特徴を理解するためには、読者が行為主体としての感覚を

持っていなければならないとされている」(p.443)とするように、本実践においても、読者が主体的にテキストを意味づけていくことが果たされるとともに、またその重要性を認識することができるものと考えられる。それは、先に示した表3の結果を見ても、明らかであろう。この点について、具体的な表現とそれに対する学習者の読みを取り上げながら、さらに確認する。

『三びきのコブタのほんとうの話』においては、文字テキストで表される語りの中に、文頭の英単語の頭文字のみが、イラストのような形で描かれている箇所が三箇所ある。「E だれだって、『三びきのコブタ』のはなしはしっている。」「N ごぞんじのとおり、たべものってのはそのままおいとけばくさっちゃう。」「T しんぶんきしゃのれんちゅうは、おれがコブタを二ひきたべたことをさぐりあてた。」の三箇所である。これらについて、原語版ではそれぞれ、“Everybody knows the story of the Three Little Pigs.”、“Now you know food will spoil if you just leave it out in the open.”、“The news reporters found out about the two pigs I had for dinner.”という表現であり、それらの頭文字がイラスト化されたものとなっている。日本語版でも、これらの文の頭文字だけがイラストとして残っているのであるが、なぜその三箇所が、そのような描かれ方となっているのかについては、読者が推測し、意味づける他ない。

本実践においては、特に実践者も触れていないにも関わらず、学習者がそこに注目し、自らの解釈を示し、模擬裁判の中で次のような発話として示していた。

〈発話2〉模擬裁判時の発話

◆アオイ：頭文字の。あれ耳鼻科で。
 ◆ジュン：絵本の頭文字がENTって場面場面であるんですけど、あって、その意味を調べたら「耳鼻科咽喉医」みたいな感じで出てきて、鼻とか耳とかそういう類のことをいうみたいなんですけど。だから、もう絵本の中で本当の話、本当に自分は殺すつもりはなかったって言うのプラス、その頭文字でさらに自分は本当に鼻とか耳とかの調子が本当に悪くてくしゃみが出てしまったっていうことを、そこでさらに伝えているんだと思います。

つまり、イラスト化されていたE、N、Tの各頭文字は、それらで“ENT”という一語を形成していると解釈し、その意味である「耳鼻咽喉科医」を物語内容と関連づけながら、イラスト化された表現の意図を捉えたのである。

これらの箇所は、視覚的にも目立つ箇所であるがために、「これはなにを意味しているのか」という疑問を持つ対象として、わかりやすかったものと推

察される。ただし、これに学習者が着目し、主体的にテキストを意味づけていったことは、極めて意味のある行為であったといえる。この点に、ポストモダン絵本を教材とする意義の一端が窺い知れるのである。

6. 結語

以上、ポストモダン絵本を用いた授業実践像を、高等学校三年生を対象とした『三びきのコブタのほんとうの話』の実践の成果を検討しながら示してきた。ここでは、読者が主体的にテキストの意味づけを行う様子を、具体的に捉えることができた。

平成29・30年版学習指導要領においては、前文に校種を問わず「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という表現が登場し、それに対し奈須正裕(2020)が、「明らかに社会改造主義的な色彩を帯びている。」(p.43)と指摘した。このように、教科教育において「社会」への視点を要請されている現代において、社会風刺の面も特徴として指摘されているポストモダン絵本は、そのような時代の文脈に沿う教材としての可能性を有しているのである。

また国語科においては、教材とする絵本の内実によって構想しうる活動は一定程度規定されるものの、取り上げる絵本に対し多様に想定される読みのなかで、対立しうる要素を探り、それを活かした活動を仕組むことは、他のポストモダン絵本を教材とする際にも有効に機能するものと考えられる。

ただし、ポストモダン絵本が、「既存の枠組み」を乗り越えようとする営みである以上、さまざまな作品は、それぞれさまざまな「乗り越え方」を示しているということになるであろう。そのため、学習として展開する手立てや、教材性についても、教材とする作品の特性に依るところも大きくなる。ポストモダン絵本を教材とする実践的価値をより高めるために、国語教育研究として、校種を問わず、実践のさらなる蓄積が求められる。

注

¹⁾ ジョーダン(2000)は、この作品について、「原作の物語のパロディであり、探偵物語のジャンルのパロディである。この本は機知に富み、凝った作りがなされている。会話体を使用して親しみを感じさせる一方で、同時にたいへん挑発的なテキストでもある。」(p.113)と述べている。

²⁾ このような指摘は、ゴメス＝レイノ(2002)による、以下の文言でも支持されているといえる。

新聞という形式を用いることで事件が現実の話

であるように思わせ、話の中の幾枚かのイラストレーションも現実味を出している。それぞれの絵は、全体としてぼかして描かれている感じがして回想場面(フラッシュバック)のようである。このような真相とは似て非なる効果を出すために、レイン・スミスは、アレクサンダー・T・ウルフ(語り手のオオカミ)が彼の不運な運命を思い出すとき、たいは明確な線や輪郭は用いずに描いている。このように、事件のぼんやりともやのかかったような回想は、黄土色、茶色、深緑のようなどらえがたい色彩を用いることによって、物語がより非現実で、具体性を欠いているように感じさせている。(pp.136-137)

³⁾ 模擬裁判における議論の争点について確認する。現実世界での法に基づく、法定刑が五年以下の懲役である刑法第260条、建造物等損壊罪、および、法定刑が三年以下の懲役である刑法第190条、死体損壊罪の適用が該当するように思われるが、これらについての情状酌量の余地は議論されることになる。また、ブタを殺した「殺豚」ともいえる行為が罪の対象になるのかも争点となると考えられる。

⁴⁾ これらのグループ分けについては、学級の人数や学習者の実態によって、オフense、ディフェンスという区分を緩やかにすることも考えられる。

参考引用文献

足立幸子(2012)「ポストモダン絵本を教材にした読書指導」『新大國語』35, 14-39.

生田美秋(2018)「ポストモダン絵本を読み解く—絵本の常識を破る絵本表現」藤本朝巳・生田美秋編著『絵を読み解く絵本入門』ミネルヴァ書房, 35-42.

ゴメス＝レイノ, ヘレン, 藤本朝巳訳(2002)「いたずらかごほうびか, 絵本と喜劇の形式」ヴィクター・ワトソン&モラグ・スタイルズ編, 谷本誠剛監訳『子どもはどのように絵本を読むのか』柏書房, 124-140.

最高裁判所(2020)『裁判員制度ナビゲーション改訂版』

ジョーダン, バーバラ, 藤本朝巳訳(2002)「いたずらかごほうびか, 絵本と喜劇の形式」ヴィクター・ワトソン&モラグ・スタイルズ編, 谷本誠剛監訳『子どもはどのように絵本を読むのか』柏書房, 99-123.

スタイルズ, モラグ, 谷本誠剛訳(2002)「トンネ

- ルのなかで——絵本とポストモダン」ヴィクター・ワトソン&モラグ・スタイルズ編, 谷本誠剛監訳『子どもはどのように絵本を読むのか』柏書房, 56-98.
- 谷本誠剛 (2002) 「現代絵本と子ども読者」ヴィクター・ワトソン&モラグ・スタイルズ編, 谷本誠剛監訳『子どもはどのように絵本を読むのか』柏書房, 7-27.
- 谷本誠剛 (2006) 「ジョン・シェスカ&レイン・スマイス『三びきのコブタ』のオオカミは紳士だった——やむにやまれぬパロディ心」谷本誠剛・灰島かり編『絵本をひらく——現代絵本の研究』人文書院, 90-96.
- 奈須正裕(2020)『次代の学びを創る知恵とワザ』ぎょうせい.
- 灰島かり (2017) 『絵本を深く読む』玉川大学出版部.
- 本庄美千代 (2018) 「パロディ絵本を読み解く——『三びきのコブタのほんとうの話』の絵とパロディ化の手法——」藤本朝巳・生田美秋編著『絵を読み解く絵本入門』ミネルヴァ書房, 208-210.
- 山元隆春 (2014) 『読者反応を核とした「読解力」育成の足場づくり』溪水社.
- Ryan, M. & Anstey, M. (2003) Identity and text: Developing self-conscious readers, *Australian Journal of Language and Literacy*, 26(1), 9-22.
- Zapata, A., Sánchez, L., Robinson, A. (2018) Examining young children's envisionment building responses to postmodern picturebooks, *Journal of Early Childhood Literacy*, 18(4), 439-464.

【付記】

本研究はJSPS 科研費JP19K14201の助成を受けている。